

## 無料動画サイトを再生したところ、いきなり「登録完了」の文字が…「ワンクリック請求」にご注意を！

【問い合わせ】消費生活センター(村民相談室内 ☎287-0858)

インターネット上ではさまざまなサービスを無料で楽しむことができますが、無料のサイトを検索していたつもりが、突然「登録完了」と表示され、高額な登録料を請求される「ワンクリック請求」による被害が後を絶ちません。

?

### ワンクリック請求とは

Web ページ等を開いた際に、登録完了画面等を表示することで、利用者に契約が成立したと思わせて、サイトの利用料等の名目で不当な請求を行う手口のことです。



!

### トラブルの事例

**事例①**…無料の動画サイトを閲覧中に年齢確認画面が出てきたため、18歳以上をタップしたところ「登録完了」となり「1年間で登録料39万8,000円」と表示された。「誤作動の方はこちら」をタップすると業者の電話番号が書かれていた。ID番号や端末情報などの、個人情報を取られてしまったのだろうか。

**事例②**…有名芸能人の記事を検索していたとこ

ろ、関連動画が出てきたのでタップすると「登録完了」となってしまった。すぐに退会したいと電話をかけたが、「登録料を支払わないと退会できない」と言われた。



### トラブルに遭わないために

#### ▽業者に電話をかけない！

サイトに接続しただけで個人情報が相手に伝わることはありません。請求画面が消えなかったり、シャッター音が鳴ったりしても、慌てて業者に電話をかけないようにしましょう。

#### ▽携帯ショップ等へ問い合わせを！

請求画面が消えない場合の対処法は、スマートフォンやパソコン等の機種によって異なるため、携帯ショップや製造元へお問い合わせしましょう。

不安に思ったときやトラブルに遭ってしまった場合はIPA情報処理推進機構安心相談窓口ナビゲーション(右QRコードよりアクセス可)をご利用ください。



## 国民年金 だより ・納付猶予制度 国民年金保険料の免除



国民年金保険料を納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

### ■いざというときに！国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料(令和2年度は1万6540円/月)を納める必要がありますが、保険料を納めるのが難しい場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行うことによって、免除等が受けられます。手続き後、審査で承認された期間は年金の受給資格期間に含まれますが、年金額は保険料を全額納めた時に比べて少なくなります。納付猶予期間は、後から追納で納付した場合のみ、年金額に反映します。

### ■申請可能な期間が定められています

令和2年度の免除・納付猶予は、令和2年7月分から令和3年6月分までの期間を対象として審査を行います。学生の場合は、4月分から翌年3月分までの在学期間を対象とした「学生納付特例制度」の申請が可能です。申請可能期間は、申請時点の2年1か月前の月分までとなります。

### ■申請に必要な書類等はこちら

保険料免除・納付猶予の申請の際は、印鑑と年金手帳をご用意ください。左記の場合は必要となる書類があります。

▼失業による特例免除：雇用保険受給資格者証の写しまたは、雇用保険被保険者離職票等の写し(ハローワーク等の公的機関が交付する、失業の事実が確認できる証明書等)  
 ▼学生納付特例制度：学生証のコピー(両面)または在学証明書(原本)

### ■問い合わせ

水戸北年金事務所(☎231局2283)、住民課保険年金担当(☎282局17111内線113111133)